

国土交通省ジェンダー主流化行動宣言
(案)

令和 8 年 6 月

国土交通省

目次

I. はじめに	2
II. 国土交通省におけるジェンダー主流化の意義	3
1. 利用者の視点からの意義	3
2. 担い手の視点からの意義	4
3. 社会・経済等の視点からの意義	5
(1) 社会・経済の視点	5
(2) 国際的潮流としてのジェンダー主流化	6
III. 国土交通省におけるジェンダー主流化の取組	7
1. 推進体制	7
2. これまでの取組	7
3. 今後の取組	8
(1) 横断的な取組	9
(2) 個別分野の取組	10

国土交通省ジェンダー主流化行動宣言 用語解説

「ジェンダー」

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

「ジェンダー主流化」

「あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと」をいう。

なお、初めて定義された国連経済社会理事会合意結論 1997/2号においては、「ジェンダーの視点の主流化とは、全ての分野の全てのレベルの法律、政策プログラムを含め、全ての計画された行動が女性と男性に及ぼす諸影響を評価する過程である。女性と男性が等しく便益を受け、不平等が永続しないよう、女性及び男性の関心と経験を政治、経済、社会全ての分野における政策や施策の計画、実施、監視及び評価の不可欠な要素とするための戦略である。最終目標は、ジェンダー平等を達成することである。」とされている。

（出典）「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）

I. はじめに

近年、諸外国を中心にジェンダー主流化の重要性が共有され、議論や政策の見直しが活発化している。我が国では、第6次男女共同参画基本計画において、「ジェンダー主流化を推進し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進めていく必要がある。」としている。

「ジェンダー主流化」とは、ジェンダーの視点（ジェンダーレンズ）を導入することにより、政策が男性と女性に与える異なる影響を評価するプロセスであり、最終的にはジェンダー平等の実現を目的とするものである。

例えば、男性と女性とでは、体格のほか生活スタイルや行動、安全に対する感じ方などが異なる傾向にある。ジェンダーの視点を通じてこうした差を捉え、社会や日常生活においてそれぞれが直面しやすい課題やニーズに、丁寧に向き合っていくことが求められる。

このことは、男性や女性といったジェンダーにとどまらず、誰もが安心・安全に暮らしやすい社会をつくることにつながる。交通やまちづくりなど、生活に密着する分野を所掌する国土交通省においてジェンダー主流化に取り組む意義は極めて大きい。

また、特に女性の担い手が少ない国土交通分野の業種においては、ジェンダーの視点を通じて現状を捉え直し、潜在的な課題の可視化や就労環境の改善・向上、意思決定層への女性の参画拡大を図ることが求められる。これは、女性を含め誰もが働きやすい環境の整備や、多様な視点の確保を通じたサービスの質の向上につながるなど、社会的・経済的な意義も大きい。

こうした認識のもと、「国土交通省ジェンダー主流化推進本部」において議論した内容も踏まえ、国土交通省においてジェンダー主流化に取り組む意義を整理し、今後の取組を行動宣言としてまとめる。

Ⅱ. 国土交通省におけるジェンダー主流化の意義

1. 利用者の視点からの意義

国土交通分野における様々な政策やサービスについて、ジェンダーの視点も考慮した検討がなされているかについて、改めて着目して取り組む必要がある。

例えば、周辺が暗いバス停の利用に関しては、防犯上の観点から女性の方がより強い不安を抱く傾向がある。また、照明を設置することで安心感が高まると考えているのも女性が多い。例えば、こうした利用者の声を適切に反映することにより、バス利用時の安全性が向上し、利用者全体の満足度向上につながると考えられる。

また、男女では移動パターンの傾向が異なり、男性の移動パターンは直線的で規則的である一方、女性の移動パターンはより複雑であることが、国内外で指摘されている²。子育て世代の平日の移動目的を見ると、男性では「通勤」が突出して多い一方、女性は「通勤」とほぼ同じ回数で「送迎」の移動が発生しており、その回数は男性のおよそ5倍となる³。例えば、こうした移動ニーズの差を考慮した交通サービスの提供を行うことで、男女を問わず子育て世代の利用者の移動における負担が軽減することが考えられる。

さらに、不特定多数の者が利用する施設のトイレ（いわゆる公共トイレ）を利用するにあたっては、多くの方が男性より女性の方が待ち時間が長いという印象を持っている。特に交通施設（駅、高速道路のSA・PA、バスターミナル、空港等）、大規模商業施設のトイレにおいて、「行列に並ばなければならないこと」に対して不便や不満を感じている人の割合は、女性が特に高い⁴。例えば、その要因の一つである男女の利用者比率や男女での利用方法の違いを考慮して便器数等を改善することで、街中で誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の整備につながる。

このように、交通やまちづくりなど特に日常生活に密着する分野において、ジェンダーの視点を組み込むことで、これまで見落とされてきた利用者の性別により異なる課題やニーズが明らかになる可能性がある。ジェンダーの視点を踏まえた課題やニーズに対応した政策・サービスの充実は、女性のみならず、男性にとっても、さらには高齢者、障害者、子どもなど様々な人々の暮らしやすさの実現につながり、社会全体に有益である。

¹ 国土交通省によるバス停の照明設置の社会実験のアンケート（令和8年2月実施）

² 国土交通政策研究所紀要「若者、子育て世代及び女性のモビリティニーズに関する調査報告」

³ 第7回全国都市交通特性調査結果（とりまとめ）別紙：全国の都市における人の動きとその変化

⁴ 国土交通省による日常でよく利用するトイレに関するアンケート調査（令和7年8月実施）

2. 担い手の視点からの意義

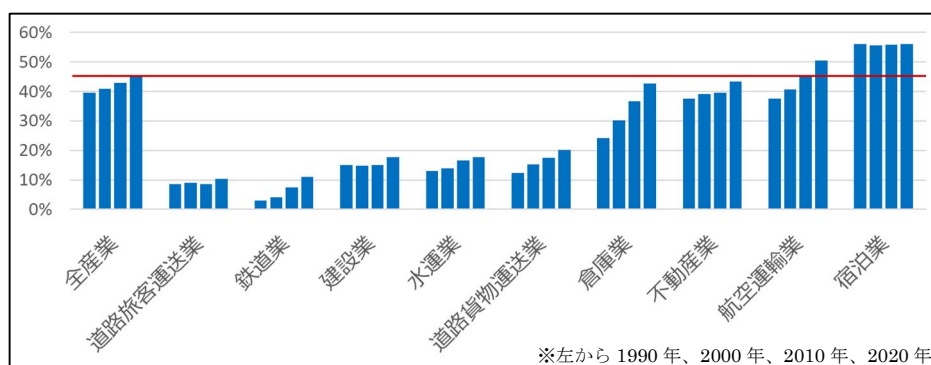
少子高齢化・人口減少が深刻化する中、あらゆる産業分野で労働力の減少が懸念されている。女性活躍の推進は、女性の経済的自立や自己実現に資するのみならず、多様性の確保により男性も含め様々な人が働きやすい場の実現につながり、潜在的な労働市場への供給拡大や生産性の向上・イノベーションの進展等の様々な経済的な意義を有する。

国土交通分野においてもこれまで女性の入職・定着を促進する取組を進めており、女性就業者比率は上昇傾向にあるものの、特に建設業や運輸業は、全産業に比べて未だ低水準に留まる。【図1】

また、経営層・管理職層における男女比率のギャップを改善するため、政府としては、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」との目標⁵を掲げ、取組を進めてきた。しかしながら、例えば、令和7年時点では、主な国土交通分野における上場企業の役員に占める女性比率は10%程度に留まる⁶。

国土交通分野においても、女性が継続して働き活躍できる環境の整備は、誰もが働きやすくその能力を発揮できる社会の実現につながるものである。また、就業者や意思決定層に女性を含め多様な視点が確保されていることは、様々な利用者のニーズを満たすサービスの創出にもつながり、ひいては国土交通分野の持続的な発展、イノベーションの創出に資するものである。

産業面でも、国土交通分野におけるジェンダー主流化の取組を一層進め、就業者や意思決定層における女性の参画拡大に寄与することは、上記の観点から大きな意義を有する。



【図1】産業別女性就業者比率
(国勢調査データより作成)

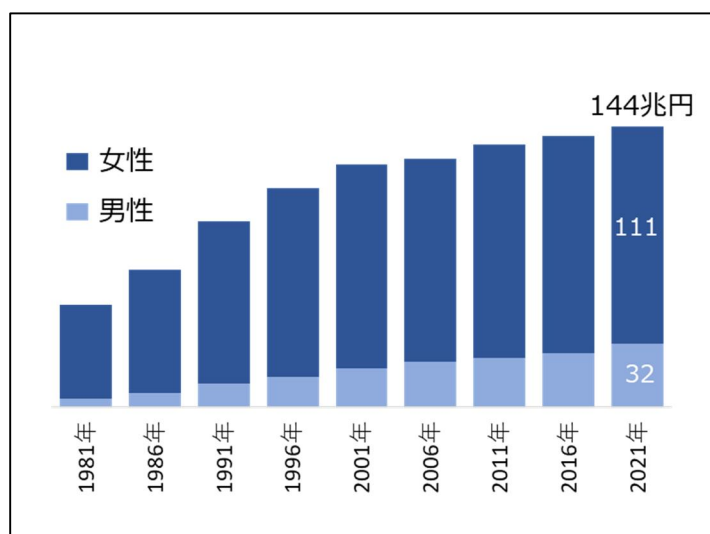
⁵ 「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)

⁶ 上場企業における女性役員比率(令和7年7月時点)は、建設業は12.5%(160社)、陸運業は14.6%(61社)、倉庫・運輸関連は7.9%(36社)、不動産業は12.8%(137社)。(出典:内閣府男女共同参画局HP)

3. 社会・経済等の視点からの意義

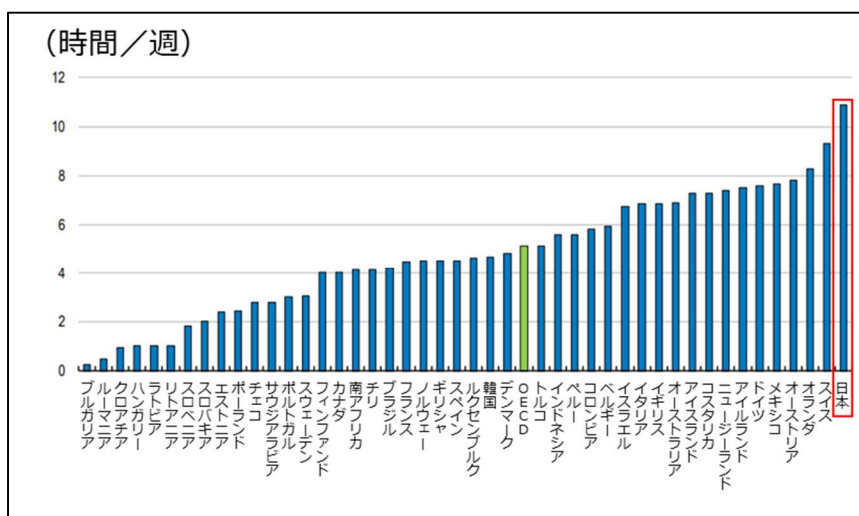
(1) 社会・経済の視点

職業分野における女性の活躍は、経済効果の観点からも大きな意義を持つ。例えば、無償労働（家事）の規模は約 144 兆円と、600 兆円規模の日本の GDP の 4 分の 1 近い規模を有することとなる。我が国においては、この無償労働（家事）の 8 割を女性が担っている。【図 2】女性は非正規雇用も多く、男性は女性より週あたり 10 時間以上長く働いており、日本の労働時間におけるジェンダーギャップは、主要国の中で一番大きい。【図 3】また、世界経済フォーラム（WEF）が毎年発表するジェンダーギャップ指数（GGI）の国別順位は、令和 7 年時点で日本は 148 か国中 118 位であり、G 7 諸国の中では最下位となっている。



【図 2】無償労働（家事）の貨幣評価

(出典：内閣府「無償労働の貨幣評価（令和 5 年）」)



【図 3】労働時間におけるジェンダーギャップ

(出典：OECD「Gender Mainstreaming in OECD Economic Surveys」2024 年)

ジェンダーギャップは、女性の就業が制約されている状況を示唆する。これは、個人の能力発揮が妨げられるだけでなく、人的資本の未活用等により社会経済の活性化にも負の影響を及ぼす。交通やまちづくり等におけるジェンダー主流化は、例えば「送迎」や「買い物」に関わる移動の負担や、安全面からの夜間における社会活動の制約を軽減する施策等を通して、女性の活躍を後押しする。その結果としての労働力の拡大や所得の増加による消費の増加を通じて社会経済の活性化につながるという点で、社会的・経済的の両面から重要な意義を持つ。

また、若者や女性が地方を離れる動きが加速する中、地方における生活者の意識を国土交通省が所掌する身近な分野から変えることや、就業機会の確保などにより地方都市の魅力を高めることが重要である。ジェンダー主流化は、地方においても男性と女性が等しく安心して働き、暮らしていくことができる基盤の整備につながるものであり、地方の持続的な発展の観点からも意義がある。

（２）国際的潮流としてのジェンダー主流化

「ジェンダー主流化」という概念は、平成 7 年（1995 年）に行われた第 4 回国連世界女性会議における北京宣言で明示された。その後、平成 27 年（2015 年）に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）の一つにジェンダー平等が位置づけられているのみならず、SDGs 全体の「目的」とされており、ジェンダー主流化はすべての SDGs の実施原則となっている。

また、国際連合安全保障理事会（安保理）では、国際紛争の予防・解決・平和構築・平和維持のあらゆるレベルにおいて女性を「積極的主体」として位置付けた女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）に関する決議がなされるなど、国際社会においては、ジェンダーの視点は外交、経済、その他様々な枠組みで重要視され、活発な議論が行われている。

国土交通省の所管分野でも、ITF（国際交通フォーラム）や ICAO（国際民間航空機関）、PIARC（世界道路協会）等において、ジェンダーをテーマにした国際会議が開催されるなどの動きが見られる。こうした国際社会での議論も踏まえながら、ジェンダー主流化の取組を推進していくことが必要である。

Ⅲ. 国土交通省におけるジェンダー主流化の取組

1. 推進体制

令和7年5月に、国土交通大臣を本部長とする「国土交通省ジェンダー主流化推進本部」を設置した。また、横断的な調整や進捗管理を行うため、総合政策局長を室長とする「ジェンダー主流化推進室」を設置した。地方運輸局・地方整備局等の地方支分部局とも連携し、取組を進めている。さらに、ジェンダー主流化は政府の進める男女共同参画社会の形成にも資するものであり、取組を進めるにあたっては、内閣府男女共同参画局等の関係府省庁とも連携を進めていく。

(参考) 国土交通省ジェンダー主流化推進本部 開催実績/取組報告実施部局

第1回	R7.5	国際統括官、不動産・建設経済局、航空局、都市局
第2回	R7.8	鉄道局、住宅局
第3回	R8.3	水管理・国土保全局、道路局、物流・自動車局、海事局、港湾局
第4回	R8.6	大臣官房技術調査課、国土技術政策総合研究所、国土地理院、観光庁

2. これまでの取組

○国際機関との連携

令和6年7月に、ITF（国際交通フォーラム）と協力して「ジェンダーと交通」セミナーを開催し、ジェンダー主流化に係る国際的な潮流や取組の紹介、女性の移動ニーズを取り入れた交通サービスの提供や女性参画の促進について国内外の事例の共有を行った。

○本省・地方運輸局における懇談会・座談会の実施

国土交通省におけるジェンダー主流化の推進に向けて、今後の検討の出発点となり得る課題意識や自由なアイデアを集めるため、令和6年11月から省内の若手・中堅女性職員による懇談会を実施した。同時期には、各地方運輸局において各地域の民間企業との座談会を開催し、女性顧客の満足度を高めるサービスや工夫、女性従業員の採用・登用を促進する取組等について意見交換を行った。令和7年3月に、これらの結果を整理したとりまとめ文書を国土交通大臣に手交し、省を挙げたジェンダー主流化の推進体制の整備に向けた契機とした。

○官民一体の枠組の構築

令和7年10月には、官民一体となった取組を強化するため、国土交通分野の様々な民間企業・団体及び国土交通省職員が参加する「国土交通ジェンダーネットワーク会議」を立ち上げた。ジェンダー主流化に取り組む民間企業や学識者による講話、メンバー間の意見交換や取組内容の共有を定期的に行い、官民の垣根を超えた連携強化、機運醸成を図っていく。

○地方支分部局における取組

令和7年度に、各地域におけるジェンダー主流化の推進を図るため、地方支分部局において、民間企業・団体等とのコミュニティ形成に向けた会議やシンポジウム等を開催した。また、各地域におけるジェンダー主流化の取組事例についてとりまとめ、国土交通省のホームページにおいて公表した。

○職員・幹部職員に対する研修、啓発

職員がジェンダー主流化について必要な知識・知見を取得できるよう、全職員を対象とする研修の実施や幹部職員に対する外部講師による講演、ポスターによる啓発などを行っている。今後も様々な機会を通じて職員一人一人への意義の浸透や理解の深化を図っていく。

○既存の計画におけるジェンダー主流化の位置づけ

「社会資本整備重点計画」や「交通政策基本計画」においては、誰もが安心して日常生活を送ることができる包摂的な共生社会の実現に向けて、移動・生活空間におけるジェンダー主流化の取組を進めることや、建設業や運輸業において女性の活躍を推進することとしている。これらの計画も踏まえてジェンダー主流化の取組を進める⁷。

3. 今後の取組

前述の国土交通省においてジェンダー主流化に取り組む意義を踏まえ、職員一人一人が政策の立案・実行等の様々な段階においてジェンダーの視点を持ち続け、「ジェンダー主流化」を国土交通省の組織文化として定着させることを目指す。

そのため、今後3年間を集中取組期間として位置づけ、(1)横断的な取組及び(2)個別分野の取組を推進する。各取組事項を着実に進めるため、ジェンダー主流化推進本部を定期的に開催し、取組状況のフォローアップを行う。

また、ジェンダー主流化の取組に資するデータ収集や国内外の事例調査などを踏まえ、更なる新規施策の掘り起こしを行う。

さらに、所管業界団体や地方支分部局等とも連携して、ジェンダー主流化の取組を民間企業・団体や自治体等にも広げる。

これらにより、ジェンダーギャップ指数の国別順位が向上するような社会への早期移行につながることを期待して、国土交通省としてジェンダー主流化に積極的に取り組む。

⁷ 第6次社会資本整備重点計画（令和8年1月16日閣議決定）においては、女性の入職・定着促進のための取組として、建設業における女性技術者・技能者の人数の毎年増加を目標として定めている（KPI-74）。また、第3次交通政策基本計画（令和8年1月16日閣議決定）においては、第三章の目標8で女性運転者（バス・タクシー）・女性整備士の人数の目標値を定めている。

(1) 横断的な取組

○政策・サービスへのジェンダーの視点の反映に向けた取組

・ジェンダーの視点を踏まえた政策の企画・立案等の手法の確立

ジェンダーの視点を踏まえた政策の企画・立案を推進するため、諸外国におけるジェンダーの視点を踏まえた政策の企画・立案段階における取組や、具体的に活用した統計及びその評価について調査を行い、手法の確立に向けた検討を行う。

・ジェンダー主流化に関する事例紹介・広報の充実

国土交通省のホームページ等において、国土交通分野におけるジェンダー主流化の好事例や広報を充実化し、民間企業・団体、自治体等への周知・横展開を図る。

・職員・幹部職員等への研修、講演等の実施

ジェンダー主流化に関する知識や意義のさらなる定着に向け、研修内容の改訂や研修修了者に対して定期的な再受講の機会を設けるなど、職員及び幹部職員に対する研修や講演等を継続的に実施する。

○国土交通分野における多様性の確保に向けた取組

・こども・学生に対する国土交通分野の各職業の魅力発信

こども・学生が国土交通分野の各職業に関心を持ち、“自分もなれる”というイメージを広げるきっかけを作るため、こどもや学生、保護者に対し、様々な職業で性別にかかわらず多様な人々が活躍していることを広く発信する。

・国土交通省主催の審議会・検討会等の委員等におけるジェンダーバランスの確保

国土交通省主催の審議会・検討会の委員等や、主催・後援するシンポジウム等の登壇者等におけるジェンダーバランスが確保されるよう、継続して状況を把握し、構成に偏りが見られる場合には改善に向けて呼びかけ等を行う。

・所管業界団体の委員会等におけるジェンダーバランスの確保に向けた呼びかけ

所管業界団体に対し、業界団体内に設置される委員会等において、ジェンダーバランスに配慮した構成となることが望ましい旨等について、呼びかけを行う。

○民間企業・団体、国際機関等との連携

・国土交通ジェンダーネットワーク会議等による民間企業・団体等との連携

令和7年度に開始した「国土交通ジェンダーネットワーク会議」について、令和8年度も第2期として引き続き開催するなど、ジェンダー主流化を官民一体となって推進する。また、地方支分部局においても、各地域の特性を踏まえながら、ジェンダー主流化に資する取組を官民で連携して推進する。

- ・各種会議等におけるジェンダー主流化に関する積極的な発信

所管業界団体との意見交換会など、既存の会議・会合等の場において、国土交通省におけるジェンダー主流化の取組や意義等について積極的に発信し、機運醸成に努める。

- ・国際交通フォーラム（ITF）等の国際機関との連携

国際交通フォーラム（ITF）等の国際機関におけるジェンダー主流化に関する議論に参画し、日本の取組の紹介と海外の取組の情報収集を行うとともに、ウェブサイトにより国内外の取組を日本語及び英語で発信する。

（２）個別分野の取組

＜利用者の視点＞

○ジェンダーの視点を踏まえた取組

- ・女性用トイレの混雑緩和の推進（総合政策局）

女性用トイレの混雑緩和のため、令和８年度に策定した「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」等の周知・普及を図る。関係学会等による便器数の基準の見直し状況や、施設管理者等による混雑緩和に向けた取組状況等のフォローアップを行う。

- ・災害時における女性に配慮したマンホールトイレ整備の推進（水管理・国土保全局）

「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン－2025年版－」の周知・普及を図り、女性用トイレの設置基数の確保や防犯対策、プライバシーの確保など、女性に配慮したマンホールトイレの整備を推進する。

- ・鉄道事業者の創意工夫による、鉄道を安心・快適に利用できる利用者向けの取組（鉄道局）

各鉄道事業者の創意工夫による、鉄道を安心・快適に利用できる利用者向けの取組について、国土交通省が情報を収集し、国土交通省のホームページにおいて公表すること等で、利用者に周知を図るとともに、鉄道事業者への横展開を行うことにより取組の拡大を目指す。

- ・「明るいバス停」の実証事業（物流・自動車局）

夜間でも安心してバスを利用できる環境の整備に向けて、乗合バス事業者に対し、「明るいバス停」に関するヒアリング等を実施する。

- ・誰もが安心して利用できる旅客船ターミナルの形成（港湾局）

幅広い年齢層や国籍の方が利用する旅客船ターミナル（クルーズ・フェリー）において、誰もが安心して快適に利用できる空間を形成するために、待合施設のバリアフリー化や旅客動線の円滑化等の取組を推進する。

- ・誰もが安心して利用しやすい空港づくり（航空局）

誰もが安心して利用しやすい空港とするため、バリアフリー化やジェンダー主流化等のための施設整備や、施設の使いやすさの改善を行い、ハード・ソフト面でのユニバーサルデザイン化を推進する。

- ・誰もが気兼ねなく参加できる旅行の推進（観光庁）

どのライフステージやライフスタイルでも気兼ねなく旅行が楽しめるよう、旅行需要が旺盛な若年世代、休暇取得等に課題のある子育て層を含む現役世代や、高齢世代等、それぞれが求める旅行ニーズを踏まえた環境整備や各種ハードルの解消に向けた取組を推進する。

○公共空間・住まいの整備

- ・多様な主体の活躍により、まちの Well-being 向上を目指す（都市局）

多様な主体の参画による合意形成の促進、ジェンダー別実態データの取得・分析等の EBPM の推進により、ジェンダー別の課題やニーズを把握し、多様な主体が活躍できるまちづくりを通じて、豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を実現し、まちにおける Well-being の向上を目指す。

- ・安全・安心・快適ですべての人にやさしい地域の水辺空間の創出（水管理・国土保全局）

安全・安心・快適ですべての人にやさしい地域の水辺空間の創出を図るため、「かわまちづくり計画策定の手引き」の改正等により、河川等の利用におけるジェンダー主流化の視点を踏まえた取組を推進する。

- ・誰もが安心して使いやすい道路空間（歩行空間、自転車通行空間）の整備（道路局）

子育てにやさしい歩行空間整備、生活道路の交通安全対策や自転車通行空間の整備により、子育て世代など様々な人が安全・安心かつ円滑に移動できる道路空間を実現する。

- ・誰もが安心して使いやすい道路休憩施設（道の駅、SA・PA）の整備（道路局）

全国の道の駅及び SA・PA において、利用実態を踏まえつつ、トイレの増設やパウダーコーナーの整備など、誰もが使用しやすい休憩施設の整備を推進する。

- ・公営住宅等ストック総合改善事業（住宅局）

公営住宅等の既存ストックについて、安全で誰でも使いやすいような住宅とするための改修費を支援するとともに、有効事例を事業主体である各地方公共団体に周知する。

○子育て世代のニーズを踏まえた取組

- ・不動産事業者による女性・子育て世代向け取組（不動産・建設経済局）

不動産事業者による店舗の授乳・おむつ交換設備の地域開放や、女性・子育て世代のニーズに配慮したサービス提供等を通じ、地域において安心して暮らせる子育て環境の整備を推

進する取組事例を収集し、横展開することを検討する。

・既存建築物のバリアフリー改修の促進（住宅局）

ジェンダー主流化に寄与する建築物のバリアフリー改修（例：子育て世帯の利用にも配慮した、男性用トイレへのおむつ交換台の設置や通路の段差解消など）の推進に向けて、建築設計標準※に適合するためのバリアフリー改修について、事例の周知やバリアフリー環境整備促進事業による支援等により、ジェンダー主流化に向けた民間の取組を促進する。

※高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

・子育てタクシーの取組（物流・自動車局）

一般社団法人全国子育てタクシー協会と連携し、子育てタクシードライバーの認定、ドライバー向け研修などによる専門ドライバーのスキルアップ等を実施する。

<担い手の視点>

○技術活用の推進

・建設現場の生産性向上・働き方改革の取組（大臣官房技術調査課）

多様な人材が活躍できる業界を目指し、施工方法の高度化、現場労働環境の改善、工事発注の工夫などの建設現場の生産性向上・働き方改革の取組を推進する。

・女性、高齢者、障害者などが建設工事現場で働くためのシステムの開発（国土技術政策総合研究所）

担い手不足の解消と多様な人材の活躍を目指し、個人の特性に配慮した遠隔施工用コントローラの開発を通じ、得られた知見を遠隔施工用コントローラの開発を促進するスタートガイドとして整理することにより、持続的なインフラ整備とジェンダー主流化を推進する。

○女性の活躍推進

・建設産業における女性活躍・定着促進（不動産・建設経済局）

令和7年3月に官民で策定した「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」に基づき、トップの意識を変え、女性をはじめ全ての人にとって働きやすい職場、働き続けられる職場としていくため、快適なトイレや更衣室の整備、計画的な休暇取得や朝礼の運営見直し等を通じた柔軟な働き方ができる環境づくりなど、ハード・ソフトの両面での取組を推進する。

・不動産における女性活躍（不動産・建設経済局）

地域価値共創を促進する不動産アワードの表彰やモデル事業の選定に際し、ジェンダー主流化の観点から持続的な地域価値共創に資する取組みであるかを評価項目とすることを検討する。

・ **建築設計業界におけるジェンダー主流化（住宅局）**

ジェンダー主流化に資する好事例について、女性参入の少ない建築設計業界に対しても業界団体を通じて普及・啓発していく。また、建築設計議連及び国会の審議状況によるが、建築士法の改正により在学中の受験を認めることで卒業・修了後の出産・子育て期間での建築士資格取得による負担を軽減させる。

・ **住宅建設技能者における女性活躍・定着促進（住宅局）**

住宅建設技能者の持続的な確保に官民で連携して取り組むための中長期的なビジョンを策定し、それに基づき女性技能者の入職・定着に向けた取組を推進する。

・ **バス・タクシー業界における女性控え室等の施設整備補助等（物流・自動車局）**

地域の日常生活・社会経済活動の基盤となるバス・タクシー事業において、担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、女性にとって働きやすい職場環境の整備に対する支援を実施する。

・ **海事産業における女性活躍推進の横展開（海事局）**

女性活躍に積極的に取り組む事業者や海事産業界で活躍する女性の声を広く紹介する「海事産業における女性活躍推進の取組事例集」の公表等により女性活躍推進に向けた取組みや女性が海事産業に携わるきっかけとして、引き続き好事例の横展開を実施していく。

・ **女性を含む多様な海技人材の養成（海事局）**

独立行政法人海技教育機構において、女性乗組員・実習生の増加を見据え、老朽化した衛生設備等の充実を図るとともに、柔軟な就業継続やキャリア形成支援により女性船員の確保・育成を推進する。

・ **造船・船用工業における女性活躍の推進（海事局）**

国・業界・企業が連携し、女性が働きやすい環境の整備（フレックスタイム、育児休暇等）等を含めた処遇改善に向けた取組を推進する。また、船舶建造の各工程において、利用可能なAI造船ロボットの開発を促進し、技能者が行っていた作業を自動化することにより、女性にとっても働きやすい職場環境の整備を図る。

・ **港湾工事における快適トイレ設置の拡充（港湾局）**

港湾直轄事業における働き方改革の一環で、工事現場にトイレがないため、女性作業員が現場での勤務を躊躇する等の課題への対応として、受発注者間協議により快適トイレの増設費用を計上できることとした取組を進める。

・ **パイロット等における女性活躍の促進（航空局）**

航空分野におけるパイロットや整備士の女性比率を上げるため、官民連携による戦略

的広報を通じた裾野拡大を図るとともに、我が国唯一の公的なパイロットの養成機関である独立行政法人航空大学校の入学要件・試験の見直しや受入環境の整備等に取り組む。

○多様な人材の活躍推進

・女性を含む幅広い人材の参画による災害対応体制の充実（水管理・国土保全局）

幅広い人材の参画による災害対応体制の充実を図るため、水防団への女性参画を推進するとともに、TEC-FORCEにおける取組事例の発信により、自治体の災害対応における女性参画や活動環境の改善等を推進する。

・一人ひとりが活躍できる職場環境の実現を目指した鉄道従事者向けの取組（鉄道局）

各鉄道事業者による、一人ひとりが活躍できる職場環境の実現を目指した鉄道従事者向けの取組について、国土交通省が情報を収集し、国土交通省のホームページにおいて公表すること等で、鉄道事業者への横展開を行うことにより取組の拡大を目指す。

・自動車整備分野における働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けた取組（物流・自動車局）

人手不足が大きな課題である自動車整備業において、各事業者での労働環境の改善、労働条件の向上、人材育成による人材確保を推進するため、「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」について経営者向けセミナー等での周知や好事例の収集・展開等ガイドラインのアップデートを実施する。

・物流分野における職場環境改善に向けた取組（物流・自動車局）

トラックドライバーの人手不足などの課題に対応するため、力仕事に頼らない機械荷役への転換や「ホワイト物流」推進運動などの事業者における職場環境の改善に向けた取組を後押しするほか、トラックドライバーの日帰り勤務を可能とする「中継輸送」を推進し、女性を含む誰もが働きやすい職場環境の整備を推進する。

・海技人材の多様な働き方の促進と職場環境の改善（海事局）

船員養成・就業拡大に向けた訴求強化戦略に盛り込まれた女性船員の活躍推進に資する情報発信を強化していくほか、労働環境の改善に向けて事業者が講ずべき措置についての各種指針の公表等により女性はもとより多様な人材に働きやすい環境整備を推進していく。

・港湾運送事業における担い手確保の推進（港湾局）

安定的な港湾運送サービスを維持するため、令和7年度に策定した「港湾労働者不足対策等アクションプラン2025」に基づき、港湾運送の魅力発信や労働環境改善等の取組を推進する。

- ・**港湾整備の担い手確保の推進（港湾局）**

近年、少子化が加速する中で、港湾整備の「担い手確保」が課題となっている。学生や若手技術者・女性技術者に対し、建設業への関心の喚起や技術習得の機会を提供し、港湾整備の「担い手確保」を実現していく。

- ・**空港グランドハンドリング等の職場環境改善の取組（航空局）**

航空機の運航に不可欠な空港グランドハンドリング等の魅力ある労働環境の実現に向けて、地方公共団体や空港ビル会社等が実施する、共用休憩室や女性用更衣室の整備などの空港グランドハンドリング等の職場環境改善に向けた取組を推進する。

- ・**「測量業の担い手」確保の推進（国土地理院）**

女性の測量技術者が少ない要因を精査するとともに、最新技術を駆使する測量技術者の魅力を女性や若年者に向けた広報を実施し訴求する。

※横断的取組及び個別分野の取組に関する資料は、別冊（「施策集」）にまとめた。